

指定管理業務に関する仕様書

乙が指定管理者として行う以下の埼玉県みどりの村指定管理業務については、下記のとおりとする。

なお、業務の遂行にあたっては、関係法令、条例、規則及び協定書（案）に定めたことを遵守し実施するほか、乙が埼玉県みどりの村指定管理者候補者の公募の際に提出し、審査を受けた事業計画書の内容を活かした業務を行うこと。

また、指定管理業務の対象となる土地、建物、工作物等については、募集要項 2（4）①に記載の施設・設備及びその付属物とする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 みどりの村の県施設の利用に関する業務2 山村における農業及び林業についての学習に関する業務3 みどりの村の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務4 みどりの村市町施設と連携し利用者サービスの向上を図るための業務5 第 7 5 回全国植樹祭に向けた機運醸成及び大会後の取り組みに関する業務6 その他甲が必要と認める業務 |
|--|

1 みどりの村の施設の利用に関する業務

広場、キャンプファイヤー施設、ジャブジャブ池、体験農場等の利用を促進すること。

2 山村における農業及び林業についての学習に関する業務

- (1) 秩父地域における農林産物の展示・紹介を行うこと。
- (2) 農林業の体験プログラムを実施すること。
- (3) 農産物加工体験を実施すること。
- (4) 広報にあたっては関係団体と連携の上、利用者サービスの向上を図ること。

3 みどりの村の県施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

- (1) 利用者が安全かつ快適にみどりの村を利用できるよう、施設を適切に維持管理すること。
- (2) 維持管理にあたってはみどりの村市町施設と連携の上、利用者サービスの向上を図ること。

4 みどりの村市町施設と連携し利用者サービスの向上を図るための業務

みどりの村市町施設の管理者と定期的に打合せを行う等の連携を取り、利用者サービスの向上を図ること。

5 第 7 5 回全国植樹祭に向けた機運醸成及び大会後の取り組みに関する業務

- (1) 令和 7 年度に本県で開催される第 7 5 回全国植樹祭に向けて、機運醸成を図るための展示やイベントを実施すること
- (2) 大会後、森林・みどりに対する県民理解を未来に引き継いでいくための取り組みを実施すること

6 その他甲が必要と認める業務

その他指定管理業務として行うべき業務については、甲乙協議の上、その都度決めていくこととする。